

U・Iターン者、新規学卒者を新たに雇い入れた企業や団体に給与の一部を助成します。

◆雇用促進助成金（企業・団体への助成）

○対象者

移住して**1年以内**のU・Iターン者、能登町に住所を有する新規学卒者を雇用した町内に事業所を持つ企業・団体
(他に国・県・町の補助金を受給している企業・団体は除く)

○条件

- ① 18歳以上の対象労働者を**1年以上**継続して雇用すること
- ② **対象労働者が雇用保険の適用、社会保険、健康保険に加入すること**
- ③ 申請年度の前年度に高等学校、短大、大学等を卒業した者を雇用すること
(**卒業後3ヶ月を経過しない者**)
- ④ 正社員と同等の雇用で就業場所が能登町内であること

○交付金額・期間

1人につき月額基本給の1/3（限度額50,000円）以内とする
※雇用後7ヶ月目から6ヶ月間交付する

◆定住促進助成金（個人への助成）

○対象者

- ① 国、県及び町職員、銀行、信用金庫及び郵便局を除く企業・団体に雇用されたU・Iターン者、新規学卒者
- ② **雇用後3年以上**、本町に在住すること

○交付金額・期間

100,000円/人 1人1回まで（申請年度末に5万円、翌年度末に5万円）